

(議事の要旨)

開始 14 時 06 分

[田口委員長]

ただいまから、平成 24 年度第 5 回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしとのことですので、傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

[田口委員長]

本日の会議録署名は、岡本委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 7 件、協議事項 1 件、請願審査 1 件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を行い、その後、議案第 26 号より順次審議したいと思います。また、議案第 31 号及び議案第 32 号は人事に関わる案件のため、公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後、議案第 26 号より順次審議することといたします。また、議案第 31 号及び議案第 32 号は会議規則第 12 条により公開しない会議として、会議の最後に審議いたします。

それでは議事に入ります。請願第 24-1 号・都教委の都立学校宛「政治問題の署名」依頼に抗議すると共に、日野市立小中学校には「政治問題の署名」を下ろして来ないよう、都教委に予防的に警告するよう求める等の請願、について事務局より説明をお願いいたします。

○議案第 24-1 号 都教委の都立学校宛「政治問題の署名」依頼に抗議すると共に、日野市立小中学校には「政治問題の署名」を下ろして来ないよう、都教委に予防的に警告するよう求める等の請願

[松本庶務課長]

31 ページをお開きいただきたいと思います。

請願番号、請願第 24-1 号。

受付年月日、平成 24 年 7 月 12 日。

件名、都教委の都立学校宛「政治問題の署名」依頼に抗議すると共に、日野市立小中学校には「政治問題の署名」を下ろして来ないよう、都教委に予防的に警告するよう求める等の請願、でございます。

請願者の住所、氏名につきましては、記載のとおりでございます。

なお、本日 115 名の追加署名をいただきまして、合計で 117 名の署名となっております。

次の 32 ページから 35 ページにわたりまして、請願書を記載してございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

[田口委員長]

請願者より申出がありましたので請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

それでは、請願者は 5 分程度で請願の事情をお述べください。

[請願者]

よろしくお願いいたします。本当に真剣な気持ちで書いてきましたので。

まず事案の中身を知っていただきたいので、2 ページ目の 2 番の請願の理由等の 2-1 の事実関係 (1) を見ていただきます。

この件はどういう件かと言いますと、6 月の中旬に、都立学校いわゆる養護学校、それから都立高校ですね、都立高校以外の交通局とかそういう都の他局にも回っているようですが、勤務時間中に拉致被害者を救う会という政治団体の署名を書くようにと、そういう署名が回ったということです。8 枚ぐらい全体では回っているんですね。

そこに書いたように 6 月 12 日に、ある特別支援学校では、この知事本局が出した 8 枚のペーパーがあるわけですが、そこの職員の皆様へ、署名にご協力くださいというところの右上に、「全員お願いします。最後副校長まで」、赤ペンで書いた署名がある特別支援学校で回っていると、そういうことをやっておるわけですね。あとはそこに書いたように、校長が毎朝、連日、協力してくださいと言ったりとかという学校もある。その反面、ある都立高校では職員会議で勇気を持って、小泉さんのときの日朝平壤宣言は拉致問題とそれからもう一つ従軍慰安婦問題のような過去のそういう、いわゆる侵略行為の、植民地支配の、両方の清算を同時解決と言っているから、石原さんの指示下、当時の大原教育長がこういう署名を回すということは、やはり拉致問題の解決を逆に妨げるんじゃないか、反対意見をきちっと述べてくださる、僕はこういう先生がたくさんいるといいと思うんですけど、こういう学校もあるということでございます。

いろいろこの情報が広まりましたので私ども含めて、都教委とそれから知事本局と両方行っただけです。それで担当者のほうは盛んに、長いのであれですけど、それに対処する法律ができた、と、拉致被害者の、啓発についての。そういうのは任意なんだと。その法律ができたことと任意のお願いだからということの 2 点を盛んに言って、勤務時間にやっていいと、書いていいというわけなんですね。

私どもはこれ、教材研究に教員が、例えば生徒の質問に答える教育相談などに、本務に支障が出ると盛んに言ったんですけども、都教委はごまかして、校長に判断頂きたい。知事本局のほうは、程度問題だけど、勤務時間中に文書を読んで署名してもいいと、こう

いう発言を堂々としております。非常に気になります。

あともう一つ、ブルーリボン・バッジというのがありましてね、こういうバッジですね。よく古賀俊昭さんなんかははめているやつですね、土屋都議会議員とか。ああいうバッジもはめてくださいっていうことを。これ、都教委はさすがに言っていないですけども、知事本局のほうは言っているということです。そういうことで国立市では、これでピースリボンという逆に君が代の強制に反対する無文字のリボンをつけて処分されていますので、整合性が非常にないと思うわけですが、知事本局のほうはそこに書いたように、ピースリボンは国旗掲揚という職務に反する行為だと。ブルーリボンのほうは拉致被害の解決を純粋に願うからいいと、こういう言い方を盛んにしていました。そのようなことが事実関係でございます。

それで事実関係の上で、次の３ページ目を見ていただくと、事実関係の（５）というところに、新聞記事をひっぱりました。もう１０年近く前の新聞ですけどね。この拉致被害者を救う会という西岡力さんという方がしている団体はどんな会かと言いますと、理事であった木村岳雄容疑者という４３歳の、今なっている人が、このすぐ近くの国立の多摩教組という組合の事務所に銃弾を撃ち込むと、日教組に銃弾を撃ち込むというようなことをやっている人が理事をやっていた団体でございます。ですから、かなりこう、非常にこうひどいと言うか、殺人未遂の罪を犯している人も理事をやっていたと、そういう団体なわけですね。そこをまずしっかり押さえていただきたい。政治団体であるということでございます。

あと、今後ちょっと請願要旨を喋るために、ついでで３枚目のところも、今のすぐ下ですが、日野でどんな処分が出ているかということのをちょっと簡単にご説明しますと、ご承知のようにピアノのほう、君が代と９９年の入学式で弾かなかったという方が処分を受けておりまして、そのとき日野市教委はちょっと暴走だったと私は思いますけれども、右上に書いてあるように、鈴木達夫さんという方がその後の、畑石さんの次の校長だったんですけど、右上に書いたように、当時の矢野教頭が、君が代を弾く４０秒はロボットになりなさい、というふうにその女性教諭に言うというような非常にひどい発言もございました。そのあと鈴木達夫さんという校長は、「学校だより、みなみだいら」という中で、２回にわたって君が代特集号を組んで、天皇を頂いている我が国が繁栄するようにという歌であるという独自の解釈も、政府の解釈かもしれませんが、押し付けられることも書いてあるということで、結構多くの保護者、地域住民が、この学校だよりは問題であるというふうに言っている中で、処分が出ていると、そういうことでございます。

それで肝心の１枚目に戻りまして請願の要旨でございますが、そういうふうな今回都立高校でございましたけれども、いつ小中学校をターゲットにしてくるかわからない。現にいろいろ都立高校改革のプランとかああいうのは、どんどん高校のものであっても下りてきていますから、教育委員会に、そういうことで非常に懸念をしますので、１－１に書いたように、こういう署名を出したことに抗議してほしい。それから将来、予防的に、出ないように今のうちに警告してほしい。

それから１－３に書いたように、ブルーリボン・バッジはさっき言ったように着用して

オーケー、むしろ着用してくださいと言っていると。それで逆にピースリボンをつけるというのは、同じ地方公務員の枠の中にあって非常に矛盾しているということだし、あるいは同じ地方公務員の中で職務専念義務違反でリボンは処分したわけですけど、上司の職務命令違反ということでさっきの日野市の学校の先生は処分されているわけですから、そういう点で同じ地方公務員法の中での不平等という点もあるということで、是非、そういう点の矛盾点を含めて、是非処分は撤回してほしいなという要望を申し上げておきたいと。法的根拠は最後のところに述べておきますのでね。

今日、8月9日ですよ。確か3年前ぐらいの8月9日に、主任教諭の、統括校長の導入の問題でこの日の市教育委員会、40分も審議してくれました。是非、今日も4年か5年前の日のそのときのように、いい話し合いをしていただければと思います。そういうことで、ありがとうございました。

〔田口委員長〕

請願者の陳述が終わりました。この件につきまして、何かご質問はございませんか。

〔西田委員〕

ただいまの請願にある都立学校宛の通知文は、日野市教育委員会には届いているのでしょうか。

〔大野教育部参事〕

ただいまの請願にある文書は、東京都教育委員会が都立学校宛文書ということで発出しておりますので、日野市教育委員会には届いておりません。

〔田口委員長〕

ほかにご質問ございますか。

〔田口委員長〕

では、ご意見を伺います。教育長。

〔米田教育長〕

今、参事から説明がありましたとおり、東京都教育委員会の都立学校宛文書であるため、日野市教育委員会には届いていないという状況でございます。また、情報も入ってきていないという状況でございます。したがって、私ども日野市教育委員会が東京都教育委員会に対して抗議をするということについては、文書が届いてもいないし、情報も入っていないということから、そういったことを考えている状況はありません。

したがって、不採択を私は主張いたします。また、入学式、卒業式等の国旗、国歌につきましては、国旗国歌法及び学習指導要領に基づいて適正に指導をまいります。

〔田口委員長〕

ほかにご意見はございますか。

〔田口委員長〕

なければ、ここでご質問、ご意見は終結します。

ただいま教育長から不採択のご意見がありましたが、請願第24-1号については、不採択とすることに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

[田口委員長]

異議なしとのことですので、請願第24-1号は不採択とすることに決しました。
ここで5分程度の休憩をとります。25分から再開いたします。

(5分間休憩)

[田口委員長]

再開いたします。

議案第26号・日野市立小学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第26号 日野市立小学校教科用図書の採択について

[鈴木学校課長]

議案第26号・日野市立小学校教科用図書の採択について、でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、平成25年度に日野市立小学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

2ページをお開きください。

ここに記載の教科用図書を採択するものでございます。

小学校におきましては、平成23年度から新学習指導要領のもとで新たに編集発行された教科書の採択は平成22年度に採択しております。今回の提案は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案をするものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[田口委員長]

ご質問はございませんか。なければご意見を伺います。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、これにてご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。日野市立小学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に議案第27号・日野市立中学校教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第27号 日野市立中学校教科用図書の採択について

[鈴木学校課長]

議案第27号・日野市立中学校教科用図書の採択について、でございます。

提案理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）の規定に基づき、平成25年度に日野市立中学校で使用する教科用図書を採択するものでございます。

4ページをお開きください。

ここに記載の教科用図書を採択するものでございます。

中学校におきましては、平成24年度から新学習指導要領のもとで新たに編集発行された教科用図書の採択は平成23年度に採択しております。今回の提案は先ほどと同じように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする、とありますので、今回このような形で提案をするものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条には、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と規定されております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[田口委員長]

ご質問がないようです。ご意見を伺います。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、これにてご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。日野市立中学校教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第27号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に議案第28号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第28号 日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

[大野教育部参事]

議案第28号・日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。

提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条並びに同法施行令第13条及び14条並びに学校教育法附則第9条の規定に基づき、平成25年度に特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書を採択するものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。

特別支援学級教科用図書の採択につきましては、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条同法施行規則第139条の規定により、教科により当該学年用の文部科学省検定教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより他の適切な教科書を使用することができることを原則に、本採択要綱に則って実施してまいりました。採択要綱第2条にありますように小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は文部科学省検定教科書、特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作教科書、及び学校教育法附則第9条に規定する一般図書からなっております。

今回の採択におきましては、検定本におきましては通常の学級で使用する教科用図書といたしまして、小学校は平成22年度に平成23年度から26年度まで使用する教科用図書を、中学校につきましては平成23年度に平成24年度から27年度まで使用する教科用図書の教育委員会採択が行われております。既に採択が終わっておりますので、特別支援学級においては、検定本を使用する場合は通常の学級で使用する教科用図書と同様の教科用図書を使用することとなります。今回の特別支援学級教科用図書の採択につきまして、日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱第4条に基づき、文部科学省著作教科書及び一般図書から採択するということになってまいります。

これまでの採択事務の経緯についてご説明いたします。

26ページの1番、調査研究の趣旨、(1)(2)をご覧ください。

本年度4月16日、26日に実施いたしました特別支援学級設置校長会及び特別支援学級担任会で、本年の採択につきまして説明を行い、平成24年6月25日付文書にて各学校に特別支援学級教科用図書の調査研究を依頼いたしました。

各学校において教科用図書について調査研究を行い、すべての特別支援学級設置校から7月6日までに教育委員会事務局に報告をいただきました。

26ページの特別支援学級教科用図書採択資料について、ご説明いたします。

1の調査研究の趣旨は、ただいまご説明したとおりでございます。

(2) 調査研究の基本的な考え方は3つでございます。①児童・生徒の障害の種類、程

度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書であること。②可能な限り、系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書であること。③学年進行にあたって上の学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮すること、でございます。

各学校の調査研究結果を一覧に提示したものが2番、各学校の調査研究結果の表でございます。

一行目の日野第一小学校の欄をご覧ください。第1、第2学年については学年を単位として教科用図書を選定し、選定した教科用図書は一般図書と文部科学省検定教科書の音楽であることを表しております。第3学年から第6学年につきましては、児童一人ひとり、個人を単位に教科用図書を選定し、選定した教科用図書は一般図書と文部科学省検定教科書の国語と算数と音楽であることを示しております。

3番の参考資料の欄でございますが、東京都教育委員会が調査研究を行った一般図書の冊数を教科ごとに示したものでございます。各学校では東京都から示されたこの調査研究資料を参考にしながら、一般図書の選定を行ってまいりました。

6ページから25ページまでは各学校で調査研究を行い報告された資料でございます。6、7ページ、日野第一小学校の例でご説明したいと思います。右上のところに図書名の前に表記された㊦㊧㊨という表記でございますが、㊦は検定済教科書、㊧は文部科学省著作教科書、㊨は市販本の一般図書でございます。

左から三列目のところがございますが、種目、国語・言語のところ、発行者名の右側をご覧ください。調査研究資料番号、こちらが東京都教育委員会から示されました図書の番号でございます。三列目に学校図書とありますが、これは検定本でございます。一列目の同成社、国語45、ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編というものが市販本、一般図書でございます。種目ごとに調査研究結果がこのように教育委員会に報告されております。例えば左下の算数のところがございますが、数研出版のところ、三列目の調査研究資料番号のところ空白となっておりますので、これは学校が独自で調査研究を行い選んだというものでございます。

なお、7ページの右下をご覧ください。＊生活、生活でも調査研究の上これだけの図書が選ばれてきておりますけれども、欄外に記載がございますが、知的障害及び知的障害を併せ有する児童を教育する場合、「知的障害特別支援学校小学部の教科である「生活」をとることができる。この場合、「社会」「理科」、一般の生活ですが「生活」「家庭」の各教科はとれない、という条件がございます。

25ページまでの一覧が26ページでございます。全体の傾向といたしましては、特別支援学級の教科用図書の選択といたしまして105冊の学校教育法附則第9条に規定された一般図書を選択しております。文部科学省検定済教科書は64冊、文部科学省著作教科書は3冊を選択しております。傾向といたしましては、小学校では一般図書を使用する割合が高く、中学校では文部科学省検定済教科書を使用する割合が高くなってきております。

以上で特別支援学級教科用図書の調査研究の結果並びに採択に関する説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔田口委員長 〕

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[田口委員長]

ご質問がないようです。ご意見ございませんか。西田委員。

[西田委員]

日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱に則って、今説明がありましたように、児童・生徒の障害の種類や程度や能力、特性に最もふさわしい内容であること、系統的に編集されていて教科の目標に沿う内容であること、上学年で使用する教科書との関連性を考えるなどと、各学校で慎重に調査研究をしてこのように挙がってきたものだと思います。そして私どももこの教科書をしっかり拝見いたしまして、非常に良い教科書が選ばれていると認識いたしました。

したがって、学校の調査研究で挙がってきたものを採択するのが最善ではないかと考えます。

[田口委員長]

ほかにご意見はございますか。

[田口委員長]

ないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。日野市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第28号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に議案第29号・日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第29号 日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

[鈴木学校課長]

議案第29号・日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由でございます。学校運営協議会のさらなる円滑な運営のため、日野市学校運営協議会規則（平成20年教育委員会規則第18号）の一部改正を行うものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。新旧対照表でご説明をいたします。

第9条でございます。「委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、継続する場合は3期を限度とする。」とあるものを、「委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない、ただし、継続する場合は5期を限度とする。」に改めるものでございます。

第9条第3項でございます。「委員はその身分を失う。」の次に、「ただし、指定学校の再

指定があったときは、この限りでない。」を加えるものでございます。

第10条でございます。「委員の報酬は、別表に定めた額」とあるものを、「月額1,500円」に改めるものでございます。

第11条第4項でございますが、この項を削り、同条第5項にあります「会長及び副会長の任期は2年とする。また、再任は1期を限度とする。」とあるものを、「会長及び副会長の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、継続する場合は5期を限度とする。」に改めまして、同項を第11条第4項にするものでございます。

別表でございますが、委員の報酬額を本文に記載しましたので、削るものでございます。

2ページにお戻りください。

付則でございます。この規則は、平成24年10月1日から施行する。

また、この規則による改正後の第9条第1項及び第11条第4項の規定は、平成24年10月1日以後に行う任命及びその任期について適用するものでございます。

日野市において4年間実施してきた学校運営協議会について、規則の趣旨に沿ってよりきめ細かい対応ができるように改正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問ございましたらお願いします。高木委員。

[高木委員]

4年間この制度を実施してきた中での問題、課題の整理を行ったのだと思いますが、委員の再任の限度を3期から5期にしたことや、コーディネーターを廃止にした理由、背景について、ご説明いただければと思います。

[鈴木学校課長]

委員の任期が3期で6年が限度ということでは継続的、安定的な運営ができないので、もう少し長期的な体制で実施したいという要望や、日野市教育委員会の他の協議会等の委員の再任の限度は10年が一般的であり、学校運営協議会も同じにしてほしいという要望がございました。

また、コーディネーターでございますけれども、会の代表である会長と、学校支援について地域と連絡調整に当るという役割のコーディネーターがあると、両者の調整等、運営が難しくなるということで、コーディネーターを置かずにやっていきたいというような相談がございました。また東光寺小学校におきましては、学校運営協議会設置当初からコーディネーターを置いておりません。以上の理由から、いろいろと検討した結果、今回の規則改正をお願いするものでございます。

[田口委員長]

ほかにご質問はございますか。

[田口委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、ご質問、ご質問を終結します。

お諮りします。日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に議案第30号・学校運営協議会を置く学校の指定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第30号 学校運営協議会を置く学校の指定について

[鈴木学校課長]

議案第30号・学校運営協議会を置く学校の指定について、でございます。

提案理由でございます。日野市立平山小学校の学校運営協議会を置く学校の指定が平成24年9月30日をもって指定期間満了となるため、日野市学校運営協議会規則（平成20年教育委員会規則第18号）第3条の規定に基づき、日野市立平山小学校を学校運営協議会を置く学校に再指定するものでございます。

8ページをお開きください。

学校運営協議会を置く学校は日野市立平山小学校でございます。

指定期間は、平成24年10月1日から平成28年9月30日まででございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

高木委員。

[高木委員]

学校運営協議会を置く学校として平山小学校を再指定する理由と、他の学校の状況はどうなっているのかを教えてください。

[鈴木学校課長]

現在、日野市におきまして学校運営協議会を置いている学校は平山小学校、東光寺小学校の2校でございます。その他の学校につきましてはまだ設置をするという機運が盛り上がっておりませんので、その2校だけでございます。

平山小学校を再指定する理由といたしましては、4年間設置してきた学校運営協議会を、より発展的な形で継続してやっていきたいという要望がございましたので、要望を受けて再指定するものでございます。

[田口委員長]

ほかにご質問はございますか。

[西田委員]

気運が盛り上がっていないということですが、どのようなところに課題があって機運が盛り上がっていないのか、その辺りをもう少し説明していただけますか。

[鈴木学校課長]

地区、地域の学校とのつながりが課題かと考えております。平山小、東光寺小の地域においては、地域で学校を支えていくという意識がかなり強くありました。もちろん、他の地域においても学校運営協議会以外の様々な形で学校を支えていただいておりますが、運営協議会を設置するところまでは至っておりません。

[田口委員長]

ほかにご質問はございますか。

[田口委員長]

ないようですので、ご意見を伺います。

[田口委員長]

ご意見もないようですので、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。学校運営協議会を置く学校の指定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第30号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に協議事項第1号・平成24年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成23年度事業）について、を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○協議事項第1号 平成24年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成23年度事業）について

[松本庶務課長]

協議事項第1号・平成24年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（平成23年度事業）について、ご協議をお願いするものでございます。

お手元の点検及び評価報告書をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと裏面が目次になっております。

Iはじめに、II点検・評価の基本方針、III教育委員会の活動状況の点検・評価について、IV主要事業の執行状況の点検・評価について、の4章立ての構成となっております。

1ページをご覧ください。Iはじめに、では本報告書につきましては、地教行法第27条の規定に基づき、日野市教育委員会が平成23年度事業を対象に行った点検・評価をまとめたものであることを述べております。

II点検・評価の基本方針におきましては、1目的、2点検・評価の対象、3点検・評価の実施方法を記載してございます。なお、点検・評価の実施方法につきましては、点検・

評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する森下先生、白尾先生からご意見をいただきました。

2 ページをご覧ください。Ⅲ教育委員会の活動状況の点検・評価についてでございます。本章では、1 教育委員会の組織、2 活動状況の概要、3 点検・評価、4 学識経験者の意見を掲載してございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。平成23年度の教育委員会活動状況についてでございます。

(1) 委員会の構成では平成23年中にご勇退された渡辺元委員長職務代理者及び千葉元委員、新たに委員にご就任された高木委員及び岡本委員が列記されてございます。(2) の定例会・臨時会におきましては、4月の第1回定例会から第12回定例会までの計12回の会議の概要について記載してございます。(3) 教育委員会施策研究会等では、年度内に12回行われました施策課題に対する研究や情報交換等に関する対応を次の8ページにわたってまとめて掲載しております。9ページをご覧ください。(4) では、市長と教育委員、(5) では日野市立小・中学校PTA協議会と教育委員、(6) では校長会と教育委員との意見交換の主な内容を表にまとめ、それぞれ掲載してございます。10ページをご覧ください。(7) 教育委員の学校訪問についてでございます。教育委員が小・中学校、幼稚園を訪問し、学校経営、授業参観、教職員との協議等の活動内容について表にまとめたものでございます。11ページをご覧ください。(8) 教育委員の研究発表会への出席につきましては、教育委員が公式に出席された研究発表会の概要を表にまとめたものでございます。12ページをご覧ください。(9) 教育委員の視察研修・連絡会等では、教育委員を対象とした研修会につきまして表のとおりまとめたものでございます。13ページをご覧ください。(10) 教育委員の関係行事への出席では、教育委員が出席され、現場の状況や実態把握に努めた主な行事等を表に取りまとめたものでございます。14ページをご覧ください。(11) 教育委員として就任している他の組織の委員等につきまして、記載のとおり表にしたものでございます。

15ページをご覧ください。Ⅳ主要事業の執行状況の点検・評価について。

1 教育委員会の主要事業及び評価対象については、次の16ページにございます平成23年度の教育目標の体系図に基づく11の主な推進施策及び生涯学習部門における生涯学習課の主要事業、それと今回の評価対象である平成23年度主要事業である51の事業数を表にまとめたものでございます。

16ページの別紙1になります。平成23年度の教育目標、基本方針、主な推進施策のとりまとめた体系図を表記したものでございます。

17ページをご覧ください。平成23年度主要事業について、18ページまで表にまとめたものでございます。

19ページをご覧ください。主要事業の活動状況の点検・評価について、先ほどご紹介をいたしましたお二方の学識経験者のご意見を22ページにかけて掲載してございます。

23ページをご覧ください。評価対象事業ごとの自己評価につきまして47ページにかけてとりまとめたものを掲載してございます。

巻末には資料としまして、日野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱を提示してございます。

説明につきましては以上でございます。ご協議のほどよろしくお願い致します。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問、ご意見を伺います。岡本委員。

[岡本委員]

2点質問させていただきます。まず、IVの主要事業の執行状況の点検・評価についての学識経験者のご意見にも関係するのですが、最近の状況を考えますと、各学校それぞれ異なる状況の中で、学校に基礎を置いたスクールベイストマネジメントをしっかりと行い、より良い学校経営を可能にしていくためには、現場で奮闘されている先生方がいわゆるリーガルマインドを持つことは非常に重要だと思います。そのための研修は具体的にどうなっていたのか、あるいはまた今後、方向性としてどのように充実していくのか、計画があればお聞かせ願います。これは具体的には一般的なスクールコンプライアンスを中心に状況を教えてください。

次は、子どもの安全確保のためのスクールガードボランティアの組織化、システム化についてですが、この報告書では検討する必要があると述べられています。このことについては7月19日に私が参加しました青少年問題協議会でもいろいろなご意見が出ていました。日野市の他部署とも関係してくる課題と思いますが、現在の検討状況をお聞かせ願います。

[大野教育部参事]

1点目の学校マネジメント等におけます各学校の研修の実態などについてご説明させていただきたいと思います。具体的に現時点での課題といたしまして、教員の人材育成、特に若手教員の育成が課題の1点目に挙げられます。2点目といたしましては、学校の組織的な経営、これが挙げられます。

まず若手教員の育成についてでございますが、本日も八ヶ岳に宿泊研修に行っておりますように、初任者宿泊研修ですとか、定例の初任者研修会などを実施いたしまして、育成を教育委員会といたしましても支援しているところでございます。各学校におきましても、国の定めにより限られた時間ではございますけれども、育成のための研修等を実施しているところでございます。様々な課題があろうかと思いますが、教育委員会といたしましても共通の課題、一般化できるところにおきましては、教育センター研修ということで指導、育成に努めているところでございます。

[松本庶務課長]

2点目の子どもの安全確保としてスクールガードボランティアのお話について説明させていただきます。スクールガードボランティアは、「無理のない範囲で、できる範囲で活動していただく」という主旨で始めた事業でございます。例えば散歩中や買い物のついでに、ちょっといつものコースを変更して通学路に合わせて歩いてみるといった形です。

現在の状況としては、地域によって若干の温度差はありますが、かなり組織だって活動を行っていただいている地域も見受けられます。それから学校課の予算で実施しておりま

したひのっ子見守り隊、これはシルバー人材センターに委託していた事業ですが、この事業が平成23年度をもって終了しております。しかしながらひのっ子見守り隊の方が、引き続きボランティアとして通学路の安全確保を行ってくださっているということも一部の地域で見受けられるという状況がございます。

スクールガードボランティアの組織化、システム化については私どもも課題として認識をしているところですので、まず、今年度につきましては、ボランティア同士の情報交換会等、情報を共有できる機会をつくろうと考えている状況でございます。

[田口委員長]

ほかにご質問、ご意見はございませんか。高木委員。

[高木委員]

主要事業51事業という非常に多くの項目について評価や今後の課題について記載していただいておりますが、事業経費がほとんどかからない事業から5億円近い事業まで含めて非常に多岐、多様だと感じています。特に経費がかからなくても非常に意味のある有意義な事業を多く実施していることも感じています。

記載されている今後の課題については既に今年度、24年度の事業に活かしている内容もあるかと思います。また、来年度、25年度に向けて、場合によっては事業経費もかけながら取り組んでいかなければいけないものもありますので、今後の課題について関係者でより深掘りした論議、検討が必要ではないかと思います。特に予算組みに関係するものについては認識の共有化を図っていく必要がありますので、是非そういった機会なり場を設けていただくことをお願いしたいと思います。

それから報告書の記載ですが、非常によく書かれていますが、主要事業が51事業あるものですから、第1項目から11項目の推進施策、生涯学習課まで含めた部分と、個別の表組みの資料の位置関係といいますか関連が瞬間的にわかりにくいものがあるように感じられます。見やすさということでは、番号等を付けていただくと非常に関連がわかりやすい、検索しやすいと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

[田口委員長]

ほかにご質問、ご意見はございますか。

[田口委員長]

今回は協議事項ということですから、決定するのは次回ですか。

[松本庶務課長]

今日いただきました意見を踏まえまして議案として整え、次回9月の定例会において提出をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど高木委員からご意見をいただきました主要事業の自己評価、特に今後の課題の部分で、教育委員の皆様との情報共有、共通認識を持てる機会を来年度につきましては是非持てるような形で検討をしたいと考えております。

以上でございます。

[田口委員長]

ほかにご質問、ご意見はございますか。

[田口委員長]

ないようですので、ここでご質問、ご意見は終結し、協議事項第1号を終了します。

[田口委員長]

次に平成24年9月の行事予定について、事務局より説明をお願いいたします。

※平成24年9月の行事予定については省略

[田口委員長]

これより議案第31号及び議案第32号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議の中で行いますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員はご退席ください。なお、本件の終了をもって、平成24年度第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「日野市立学校教員の措置の専決処分について」

「日野市立学校長の措置の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議。

[田口委員長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了しました。これにて平成24年度第5回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 15時16分